

## まちづくり基本条例について（４）

市では、市民の皆さんとの「協働」によるまちづくりを目指すため、「まちづくり基本条例」の制定に取り組んできました。条例案は、本年 10 月に市議会において可決・成立し、来年 1 月 1 日の施行を予定しています。

まちづくり基本条例の内容について市民の皆様にお伝えするため、第 4 回目をお知らせします。今回は、条例の 5 章から最後の 9 章までです。



### <第 5 章 協働のまちづくり（第 12 条—第 16 条）>

この条例の柱となる、「協働」のまちづくりについて規定しています。

協働のまちづくりの前提として、市はまちづくりへの市民参加を進めて、まちづくりに参加できる機会の充実に努めなければならないことを規定します。その上で、

- ・まちづくりは、市民・議会・市が対等な立場で相互に理解し信頼関係のもとに協働で行うこと。
- ・市民が持つ豊かな社会経験や知識・創造性を活用してまちづくりを進めること。
- ・市民が自発的に市民活動に取り組むことができる環境づくりに努めること。

を規定しています。

さらに、コミュニティの自主性や自立性を尊重するとともに、市の役割として、

- ・コミュニティの形成及び活動を積極的に支援すること。
- ・町内会などの地域コミュニティの果たす役割が重要であることを認識するとともに、地域コミュニティとの協働を進めること。

を規定しています。

また、協働のまちづくりの仕組みとして、

・市民生活に直接影響を与える重要な政策の決定にあたり、市民説明会などにより市民の意見を求めること。

- ・市政に関する重要な事項について、条例で定めるところにより住民投票を実施すること。

を規定しています。

#### 【コミュニティとは】

特定の目的をもって活動している集まりをいい、町内会、老人クラブ、PTA などの地縁による集まりや、共通の趣味を通じてのあつまりをはじめ、NPO などの市民活動団体があります。



## ＜第6章 情報の共有（第17条-第20条）＞

この章では、協働のまちづくりの前提条件である、情報の共有について規定しています。具体的には、

- ・市民、議会と市は、お互いにまちづくりに必要な情報を相互に共有すること。
  - ・市は、まちづくりに関する情報を適正に管理し、積極的に提供するとともに、わかりやすく説明しなければならないこと。
  - ・議会及び市は、公文書の公開その他の情報公開を実施すること。
  - ・議会及び市は、個人情報などを適正に取り扱わなければならないこと。
- を規定しています。

## ＜第7章 行政運営（第21条-第28条）＞

この章では、市政運営の基本原則について規定しています。具体的には、

- ・総合的かつ計画的な市政運営を図るための<sup>※1</sup>総合計画を定めること、総合計画策定にあたっては広く市民の参加を求めること、総合計画の進行状況を管理し市民にわかりやすく公表すること。
  - ・効率的かつ効果的な事務を執行するため、<sup>※2</sup>行政評価を実施しその結果を市民にわかりやすく公表すること。
  - ・健全な財政運営を行うため財源の効率的・効果的な活用に努めるとともに、財政状況に関する情報を市民にわかりやすく公表すること。
  - ・市民が利用しやすく機能的な市の組織を編成し、迅速・柔軟な業務を行うこと。
  - ・行政手続における公正の確保と市民の権利利益の保護を行うこと。
  - ・出資団体等に関する状況を公表し、必要な指導や助言を行うこと。
  - ・<sup>※3</sup>審議会などに公募の委員を加えるよう努め、幅広く市民が参画できるよう配慮すること。
  - ・防災や防犯、交通安全を推進し、災害などに備えた危機管理体制を整備すること。
- を規定しています。



- ※1 「総合計画」とは ～ 行政の基本指針として、様々な施策や事業を総合的・計画的に進めるために策定するものです。恵庭市では昭和48年に最初の計画を策定し、現在は第4期総合計画(平成18年度から平成27年度まで)の期間となっています。
- ※2 「行政評価」とは ～ 行政の事業について、一定の基準・指標をもって妥当性や達成度、成果を測定することをいいます。恵庭市においては、効率的・効果的な行政運営を目指すため、市の事業について目標成果を設定し市民にわかりやすく公表するとともに評価結果を事務の改善につなげる取り組みを進めています。
- ※3 「審議会」とは ～ 市が行う事務事業について、そのあり方や方向性について審議し、市長に対して提言などを行う機関をいいます。恵庭市には、各種の審議会があり、公募により市民の皆様にも構成員として加わっていただいています。

## <第8章 国、北海道及び他の市町村との連携（第29条）>

この章では、まちづくりについて国や北海道と連携すること、他の市町村とは連携や協力関係を作り、共通する課題を解決することについて規定しています。

## <第9章 条例の見直し（第30条）>

この条例が社会情勢に適合しているかどうか、5年を超えない期間ごとに検討や見直しを行うこと、そのときには市民が参画する委員会を設置して市民の意見を聴くこととしています。



次回は条例制定後の取り組みについて掲載します。